

「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」の改正要旨

改正理由

OIML MAA（国際法定計量機関における計量器の型式評価国際相互受入れ取決め）の登録を予定している又は登録した事業者に対する審査や検査では、海外のピアレビューによる確認結果を活用してきている。このピアレビューによる確認周期の国際的な取り決めが、4年から5年に変更された。

この変更に伴い、OIML MAA の登録を予定している又は登録した認定事業者に対する ASNITE 定期検査の周期を、5年周期の全項目検査を行うとともに、初回認定後1年以内の部分検査と2年を超えない間隔の部分検査を受けることへ変更する。

また、この定期検査周期は、ASNITE 校正事業者の CIPM MRA の登録をした認定事業者に対する定期検査において、すでに取り入れている。

ASNITE の認定取得を申請する事業者に対して提出を求める誓約書は、「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項（以下「一般要求事項」という。）」の様式1で定めた誓約書と「ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き（以下「手引き」という。）」の様式1-3と様式1-14（この「手引き」の様式1-14は「一般要求事項」の様式1と同じものである。）の2種類の誓約書がある。

この2種類の誓約書は内容には重複があり、「手引き」で定めた様式1-3の誓約書のみの提出を求めることで十分であることから、「一般要求事項」の様式1及び「手引き」の様式1-14を削除する。

主な改正点

- (1) 認定事業者が受ける定期検査の周期について、「定期検査は次の間隔で受けること。① 初回認定後1年以内の部分検査、② 初回認定後3年以内に全項目検査、③ 初回認定4年後、それ以降2年毎に全項目検査」から、「定期検査は次の間隔で受けること。① 初回認定後1年以内の部分検査、② 初回認定後3年以内に全項目検査、③ 初回認定4年後、それ以降2年毎に全項目検査 ただし、OIML MAA（国際法定計量機関における計量器の型式評価国際相互受入れ取決め）の登録を予定している又は登録した認定事業者については、初回認定後5年毎に全項目検査を受けること。この場合、初回認定後1年以内の部分検査と、それ以降2年を超えない間隔の部分検査を受けること。」に改正する。
- (2) 「様式1 ASNITE 遵守事項の誓約について」を削除する。
- (3) 「様式2 ILAC MRA マークサブライセンス契約書」を手引きに移す。

以上